

一般廃棄物処理基本計画抜粋

① 取り組み内容

3つの施策に基づく15の取り組み内容は、以下に示すとおりです。

表 4-8 (1) 取り組み内容

No.	取り組み	内 容
施策 1 ごみの発生抑制		
1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	食品ロス削減を推進するため、調査や削減手法の検討を行います。
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行います。
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	さらなるごみ減量に向けて、適正な処理料金の導入を検討します。
1-4	集団回収の支援	資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、公共施設等の場所の提供や回収業者の紹介、補助金制度の継続
施策 2 広報・啓発		
2-1	広報ツールの充実	ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や広報啓発が重要であることから、広報誌やホームページへの掲載など、広報ツールの充実を図ります。
2-2	町民参加型のイベントへの支援・協力の	環境フェスティバルなどのイベント開催時に、ごみの減量・リサイクルの広報啓発、情報提供の充実を図ります。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12 つくる責任
つかう責任



ターゲット

- ・2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- ・特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期的に盛り込むよう推奨する。大幅に削減する。

表 4-8 (2) 取り組み内容

No.	取り組み	内 容
施策 2 広報・啓発		
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発	ごみの発生・排出抑制を図るとともに、町民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及・広報啓発を充実します。
2-4	環境学習の推進	循環型社会の形成を目指した環境学習を推進する。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図ります。
2-5	事業者に対する広報啓発・指導	事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量・リサイクルの広報啓発・指導を行います。
施策 3 適正処理等の推進		
3-1	町民・事業者・行政の協働	町民、事業者及び町は、協働、連携し、ごみ減量施策に取り組めます。
3-2	資源回収の拡充	<u>プラスチック製容器包装の戸別収集と、資源回収の拠点として町民が日常的に利用できるよう常設の資源回収ステーションの整備や効率的な運用方法を検討します。</u>
3-3	不法投棄等の対策強化	不法投棄・ポイ捨て対策のため、条例の制定やパトロールの実施、監視カメラの設置などを行い、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりを進めます。
3-4	ごみ出し困難者へのサポートの調査・研究	高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、もしくは妊娠・育児などの理由によって、ごみの分別や資源の持ち運びが困難な方に対するごみ出しサポートの方策を検討していきます。
3-5	小売店での資源回収の推進	小売店が再使用、再生利用に取り組み、ペットボトルやトレイ等を回収するよう、実施店舗の紹介等、協力体制を推進する。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保持し、持続可能な形で利用する



ターゲット

- ・ 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。